令和2年7月28日　第5回大里広域市町村圏組合
熊谷市医療･介護連携及び認知症施策推進会議　承認

介護サービス「共通健康診断書」について

特養や老健、あるいはデイサービス等の介護施設サービスでは、長時間の集団生活を前提とするため、利用申込に際して事業所・施設から健康診断書の提出を求められます。診断書の様式は、事業所・施設によって記載項目が異なるため、事業所等毎に提出が必要となる利用者の経済的負担は大きくなります。熊谷市医師会および熊谷市介護保険関係事業者連絡協議会で、健康診断書項目の共通化・簡素化、並びに運営方法等について検討し、診断書の項目を必要最低限にとどめた『介護サービス共通健康診断書』を作成いたしました。

健康診断書については厚生労働省のＱ＆Ａに「主治医からの情報提供等によっても必要な健康状態の把握ができない場合には、別途利用者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用については原則として利用申込者が負担すべきものと考えられる。～中略～ただし、この場合でも、利用申込者の負担軽減 の観点からも、第一にサービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供といった介護保険制度の活用に努めることが望ましく、事業者が、安易に健康診断書の提出を求めるといった取扱は適切でない。」という記載があります。

共通健康診断書の項目は介護サービス提供に当たって必要最低限のものに止め、これ以外の項目について介護施設から求めがあり、かかりつけ医がそれを把握している場合は、診療情報提供書でやりとりしていただく。把握していない場合は新たに検査等を求めないこととといたします。また利用者の負担軽減のために、一定の条件をつけて複写を可能といたしました。

各団体の会員へ周知の上、本診断書の主旨をご理解いただき、医療・介護団体間の連携を緊密に保ちつつ、利用者の負担軽減のためにご協力とご活用をお願いいたします。

【運営上の主な留意事項】

１．健康診断書を利用する場合
施設等が健康診断書提出を求めていない場合にまでも本診断書を義務づけるものではなく、健康診断書が必要な場合のみ利用します。

２．記載項目について
記載項目は医療情報、特に感染症を中心として、胸部レントゲン撮影と肝炎ウイルス検査についてのみ原則必須とします。これらについても既存のデータがあればそれを利用していただきます。

３．費用と保険診療の関係
①共通健康診断書の文書料並びに検査にかかる費用は自由診療であり、金額の統一は独占禁止法に抵触するので、各医療機関で患者の負担にならない程度で設定して下さい。
②健康診断書に代えて、あるいは健康診断書以外の情報について別途、日常診療で知り得ている情報を診療情報提供書で提供する場合は診療情報提供料を算定することができ

ます。その場合、老健や介護療 養型医療施設に対しては直接発行でき、特養の場合でも、その配置医師の所属する医療機関に対して 発行することができます。しかし、デイサービス（通所介護）に対して発行は不可であり、その場合は居宅介護支援事業所に対して発行することにより対応できます。ただし、この場合（診療情報提供料（Ⅰ）の注２、注３）は、同一月に居宅療養管理指導料と併せて算定は不可となります。

４．運用方法

①診断書は原則記載日から１年間有効として、記載の時点で複写することの同意を得た上に、さらに複写する際に、再度記載医師に複写することの同意を得ることとします。

②複写は必ず原本から行い（複写の複写は不可)、複写したものに複写を実施した者の氏名、複写実施日、記載医師の同意確認日を記載し、捺印します。

③利用者本人か本人から委任を受けた介護支援専門員が、共通健康診断書の記載を依頼し、原本を保管管理します。

④本診断書は、事業所・施設の利用申込み時のみに使用するものとして、個人情報の取り扱いには十分注意して下さい。